



# 子どもたちがスマホ・ケータイを上手に使う久喜市のルール

## — 家庭・子ども・学校が「上手に使う」環境・ルールづくりを — 総合版

スマホ・ケータイ・タブレット・パソコン・ゲーム機によりインターネットを介して世界中がつながる世の中。そのような中、事件や事故に巻き込まれるトラブルや、友達とのトラブルにつながるケースが増えています。

久喜市でも、小・中学生へのスマホ・ケータイの普及が進んでいます。今後トラブルが増加することも考えられるため、購入を考えているご家庭も含めて、もう一度、便利なスマホ・ケータイを上手に使う方法を考えてみる必要があります。

### 【家庭のルール】

○トラブルから子どもを守る主体は「保護者」

・子どもに買い与えるならば家庭でルールをつくり守らせること

・フィルタリングを必ず利用すること

※「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」により、保護者は18歳未満に携帯電話やスマートフォンを使用させるためには、利用者の申告をすること、携帯電話回線提供事業者は、18歳未満が契約使用するときは、フィルタリングについて説明し有効にすることが義務付けられました。SNSトラブルの増加に伴い、フィルタリングの利用や、お子さまの年齢やご家庭での使い方に応じた設定が必要なものとなっています。

※フィルタリングとは＝インターネットの有害なページの閲覧をブロックする仕組みです。

※フィルタリングの利用有無が判明した被害児童のうち、約9割がフィルタリングを利用していませんでした。〔平成30年度警察庁調査〕

### 【子どもたちのルール】

○使うならインターネットのルールを守る。

・9時以降は使用しないようにしましょう。

※返信がすぐでない場合や既読なのに返信がない場合でも相手を責め  
てはいけません。

※メッセージの先には相手があります。相手の生活や都合があります。相手を大切にすることが必要です。

・個人が特定されるような情報や映像をネット上に書き込んではいけません。

※一度ネット上に流れると流す前の状態には戻りません。書き込みを実行する前にもう一度読み返しましょう。

・相手の悪口を言ったり、ネット上に書き込んだりする行為は許されない犯罪行為です。

※脅迫罪や名誉毀損罪、侮辱罪などの犯罪行為に該当する場合があります。

いじめとは？＝児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。〔いじめ防止対策推進法第2条より〕

### 【学校のルール】

○未然防止、早期発見、早期解決の取組を積極的に行う

・子どもたちに授業や講演会などを通し、情報モラルを身に付けさせ、トラブルを未然に防止する。

・子どもたちに許可なくスマホ・ケータイを持ち込ませない。

・教職員は保護者会などで家庭でのインターネット使用のルールを紹介するとともに、トラブル例を積極的に紹介する。

・教職員はネットパトロールやいじめアンケートを定期的に行い、トラブルを早期に発見する。

・子どもたちにトラブルが起きたときの相談窓口を明確にして周知し、早期解決を図る。

### ＜スマホ・ケータイの家庭でのルール＞(例)

- 食事中は使わない。
- お風呂やトイレに持ち込まない。
- 夜9時以降は使わない。
- 個人情報を書き込まない。
- 悪口を書き込まない。
- 保護者はルールを守れなかったときのルールをつくる。
- 保護者の許可を得ないで勝手にアプリや画像・動画・アイテムなどをダウンロードしない
- 保護者は明細で料金を確認する。
- ネット上のトラブルがあったら必ず保護者に報告する。



### ＜久喜市第5回中学生サミット共同宣言より＞

- 一度立ち止まって3回見直す。
- 家庭でのルールをしっかり作って守る。
- 困ったときは大人(保護者や先生)に相談する。)



# 子どもたちがスマホ・ケータイを上手に使う久喜市のルール

## — 家庭・子ども・学校が「上手に使う」環境・ルールづくりを— 家庭版

スマホ・ケータイ・タブレット・パソコン・ゲーム機によりインターネットを介して世界中がつながる世の中。そのような中、事件や事故に巻き込まれたり、友達とのトラブルにつながったりするケースが増えています。

久喜市でも、小・中学生へのスマホ・ケータイの普及が進んでいます。今後トラブルが増加することも考えられるため、購入を考えているご家庭も含めて、もう一度、便利なスマホ・ケータイを上手に使う方法を考えてみる必要があります。

### 【家庭のルール】

〇トラブルから子どもを守る主体は「保護者」です。

■子どもに買い与えるならば、子どもと一緒にしっかりと家庭で話し合い、ルールをつくり、守らせること

#### 〈スマホ・ケータイの家庭でのルール〉(例)

- 食事中は使わない。
- お風呂やトイレに持ち込まない。
- 夜9時以降は使わない。
- 個人情報を書き込まない。
- 悪口を書き込まない。(人の顔を見て言えないことは書き込まない)
- 保護者はルールを守れなかったときのルールをつくる。
- 保護者の許可を得ないで勝手にアプリや画像・動画・アイテムなどをダウンロードしない。
- 保護者は明細で料金を確認する。
- ネット上のトラブルがあったら必ず保護者に報告する。



### ■フィルタリングを必ず利用すること

※ 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」により、保護者は18歳未満に携帯電話やスマートフォンを使用させるためには、利用者の申告をすること、携帯電話回線提供事業者は、18歳未満が契約/使用するときは、フィルタリングについて説明し有効にすることが義務付けられました。 ※ フィルタリングとは＝インターネットの有害なページの閲覧をブロックする仕組みです。

※ 平成30年度警察庁調査では、フィルタリングの利用有無が判明した被害児童のうち、約9割がフィルタリングを利用していませんでした

### ■ペアレンタルコントロールを利用すること

※ 子どもによる機器の使用を、保護者が管理し、制限を設けることができる機能です。機器ごとに設定方法は異なりますので、ご利用の機器の取扱い説明書をご確認の上、トラブルにあわないための対策をお願いします。

#### 《携帯電話等問い合わせ窓口》

NTTドコモ 0120—800—000    KDDI(AU) 0077—7046    ソフトバンク 0800—919—0157  
ワイモバイル 0570—039—151    ウィルコム 045—370—8090

#### 《インターネットトラブル相談窓口》

けいさつ総合相談センター #9110 または 048-822-9110 国民生活センターHP

《ネットいじめやネットトラブルに関する通報窓口》

ネットパトロール通報窓口 netpat-saitama@true.ocn.ne.jp



# 子どもたちがスマホ・ケータイを上手に使う久喜市のルール

## — 家庭・子ども・学校が「上手に使う」環境・ルールづくりを— 子ども版

スマホ・ケータイ・タブレット・パソコン・ゲーム機によりインターネットを介して世界中がつながる世の中。そのような中、事件や事故に巻き込まれるトラブルや、友達とのトラブルにつながるケースが増えています。

久喜市でも、小・中学生へのスマホ・ケータイの普及が進んでいます。今後トラブルが増加することも考えられるため、購入を考えているご家庭も含めて、もう一度、便利なスマホ・ケータイを上手に使う方法を考えてみる必要があります。

### 【子どもたちのルール】

#### ○夜9時以降は使わない。

■返信がすぐになかったり既読なのに返信がなかったりする場合でも相手を責めてはいけません。

※メッセージの先には相手があります。相手の生活や都合があります。相手を大切にすることが大切です。

インターネットによって相手を嫌な気持ちにすることも犯罪です。

■やるべきことを先にやりましょう。

※宿題や家庭学習に取り組まなければいけない時間や自分の趣味に使いたい時間。メールやラインで返信をしなければならぬ状態は自分の時間を失います。やるべきことに時間を使いましょう。

#### ○インターネットのルールやマナーを守りましょう。

■個人が特定されるような情報や映像をネット上に書き込んではいけません。

※一度ネット上に流れると流す前の状態には戻りません。

書き込みを実行する前にもう一度読み返しましょう。

※インターネットの入り口は世界への入り口です。世界中に自分の情報が公開されています。

■相手の悪口を言ったり、ネット上に書き込んだりする行為は許されない犯罪行為です。

※脅迫罪や名誉毀損罪、侮辱罪などの犯罪行為に該当する場合があります。

※オンラインゲームなどで他人のIDとパスワードで勝手にログインするとことも犯罪行為に該当する場合があります。

いじめとは？＝児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 [いじめ防止対策推進法第2条より]

#### ○家庭で話し合いつくったルールを必ず守りましょう。

※携帯電話は保護者に買い与えられたものです。しっかりと保護者と話し合いつくったルールを守りましょう。

※お金のかかる商品（アプリやオンラインゲームのアイテムなど）の購入は保護者の許可を取りましょう。

■困ったことがあったらすぐに保護者や先生、信頼できる大人に相談しましょう。

《学校での窓口》 担任の先生や学年の先生、相談員さんに相談しましょう。

《インターネットトラブル相談窓口》

けいさつ総合相談センター #9110 または 048-822-9110 国民生活センターHP

《ネットいじめやネットトラブルに関する通報窓口》 ネットパトロール通報窓口 netpat-saitama@true.ocn.ne.jp

#### ＜久喜市第5回中学生サミット共同宣言より＞

##### 1. 一度立ち止まって3回見直す。

- ①相手は悲しまないかな
- ②人の悪口ではないかな
- ③個人情報を送っていないかな

内容OK？時間OK？宛先OK？ ゆっくり確認 送信！

##### 2. 家庭でのルールをしっかりと作って守る。

スマホの使い方や SNS の活用の仕方についてルールを確認、チェックシートなどを作ろう。

##### 3. 困ったときは大人（保護者や先生）に相談する。

大きなトラブルになる前に、心配なことは大人に相談しよう。



# 子どもたちがスマホ・ケータイを上手に使う久喜市のルール

## — 家庭・子ども・学校が「上手に使う」環境・ルールづくりを— 学校版

スマホ・ケータイ・タブレット・パソコン・ゲーム機によりインターネットを介して世界中がつながる世の中。そのような中、事件や事故に巻き込まれるトラブルや、友達とのトラブルにつながるケースが増えています。

久喜市でも、小・中学生へのスマホ・ケータイの普及が進んでいます。今後トラブルが増加することも考えられるため、もう一度、便利なスマホ・ケータイを上手に使う方法を考えてみる必要があります。

### 【学校のルール】

「小学生は大丈夫」「うちの学校は問題ない」など、学校の子どものインターネット利用に関する甘い認識はないでしょうか？久喜市では、スマホ・ケータイの利用は小学校6年生で約56%、中学校2年生で約76%となっており、小学校6年生で、約4%、中学校2年生で約10%の児童生徒が SNS のトラブルにあったと回答しています。携帯電話を使用している児童生徒のうち、小学校6年生で、約25%、中学校2年生で約27%の児童生徒が家庭でのルールを決めていないと回答しています。（「平成30年度携帯電話等に関する調査」）。小学校ではトラブルが起こる前に確実に情報モラル教育を実施し、子どもたちに情報リテラシーを身に付けさせることが必要です。中学校ではより現実的な例を挙げ具体的な指導や、問題が起こったときの対処の仕方を学ばせることも大切です。また、家庭でのルールを話し合うことの大切さを、家庭にも働きかけていく必要性があります。

### ○学校には持ち込ませない。

- 「学校には持ち込ませない」ことが基本です。家庭の事情などで使用する場合は、電源を切り登校後預かり、下校時に返却しましょう。

### ○未然防止、早期発見、早期解決の取組を積極的に行う。

- 子どもたちに授業や講演会などを通し情報モラルを身に付けさせ、トラブルを未然に防止する。  
発達の段階に応じて、全学年で非行防止教室等を実施し、指導することが大切です。NPOや電話通信会社が行う講演を利用することも有用と考えます。
- 子どもたちに許可なくスマホ・ケータイを持ち込ませない。  
学校の中でもパソコンやタブレットを利用したインターネットを介した学習が推進されていますが、個人での情報端末の持ち込みは、学習する場の学校では必要のないものです。「学校には持ち込ませない」ことを徹底していきましょう。（保護者の適正な申し出により許可した場合を除く）
- 保護者会などで家庭でのインターネット使用のルールを紹介するとともにトラブル例を積極的に紹介する。  
携帯電話の指導は保護者が主体であることに変わりはありません。しかし、「うちの子は大丈夫」という意識が保護者にはあり、現実的な問題を情報提供し、危機感をもたせることは重要です。また、各家庭でつくったルールを提供いただき、学年便りや学校便りなどで他の保護者に紹介することも効果的です。
- ネットパトロールやいじめアンケートを定期的に行い、トラブルを早期に発見する。  
ネットパトロールでは、「いつ」「だれが」「どこで」「どのように」パトロールをするのかを決定し、実施したことや発見した内容を記録に残しましょう。また定期的な「生活アンケート」により、子どもたちのインターネットによる被害を早期発見することを心がけましょう。
- 子どもたちにトラブルが起きたときの相談窓口を明確にして周知し早期解決を図る。  
学校での相談窓口は誰なのか、児童生徒に周知し、トラブルに対しては保護者とともに素早く対応をしていきましょう。あわせて教育委員会への報告と重大事態であれば関係機関との連携についても教育委員会と協議しましょう。